

## 国際学院埼玉短期大学公的研究費不正防止計画

国際学院埼玉短期大学は、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(令和 3 年 2 月 1 日文部科学大臣決定)の趣旨や内容を踏まえ、本学における競争的研究費等(以下、公的研究費等)の適正な運営・管理を行うため下記のとおり「不正防止計画」を策定する。

### 1. 責任体系の明確化

不正発生の要因	不正防止に向けた取組み
<ul style="list-style-type: none"><li>・研究費が研究者個人に配分されるものであり、機関としての責任体系が曖昧になる。</li><li>・監事に求められる役割が明確化されていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・最高管理責任者・統括管理責任者・部局責任者の役割、責任、並びに権限等について「国際学院埼玉短期大学不正防止規程」に規定し明確化した。</li><li>また、本学の責任体系を明確にするため、「ホームページ」等で公表した。</li><li>・監事は不正防止に関する内部統制の整備・運用状況並びに不正防止計画の内容及び実施状況について確認し、理事会等において定期的に報告する。</li></ul>

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・公的研究費の事務処理手続きに関する取扱要領の周知徹底が不十分なことによる理解不足、公的研究費の使用ルールや事務処理手続きに関する取扱要領が不明確で、研究者がどのように執行してよいか、わからない。</li><li>・取扱要領の周知徹底が不十分なことによる理解不足により、ルールと運用実態が乖離する可能性がある。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・科研費事務の処理手続きに係る取扱要領を研究者並びに事務処理に関わる構成員に配布するだけでなく、個別説明会の聴講の義務化により適正な使用ルールの理解の徹底を図る。</li><li>・公的研究費の運用実態を把握し、乖離がある場合にはその原因を把握し、必要に応じて対策を練る。</li></ul>

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
研究現場の実態を反映した不正発生要因の把握が不十分である。	研究者・事務職員が不正使用等についての理解を深めることとし、研修会等で不正発生要因等を見直していく。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生の要因	不正防止計画
予算執行の特定な時期への偏りがある。 (年度末に予算執行が集中する)	研究計画調書に基づき、常時予算執行状況を把握するとともに、予算執行が遅れている研究者にはその都度状況に応じた助言を行う。
取引を行う際のチェックが不十分である。 (発注時における業者の選定・情報管理・取引実態が不十分)	納品確認・検収にあたっては、検収担当職員が行い、必ず発注記録の元に、現物を照合することを徹底する。
雇用行為のない請求の発生がある。 (非常勤雇用者等の雇用管理が不十分)	非常勤雇用者等がある場合には、契約に係る関係書類並びに、日々の出勤簿等勤務実態の管理を含め事務局が行う。
出張事実の確認不足による出張旅費の架空請求の発生がある。 (カラ出張、水増し請求等)	旅費の執行等に際し、出張報告書・航空券等の半券(国内外)・研究会の開催記録、学会参加証明等、事実確認ができる添付書類の提出を徹底する。
特殊な役務契約に対する検収が不十分である。	特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ作成、機器の保守・点検等)に関する検収については、その都度実効性のある検収方法(現場確認・動作確認等)で行う。

### 5. 情報発信・共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
時間の経過により、研究者・事務職員の公的研究費等についての理解が希薄になる。	本学の不正防止計画への取組等を、研究者・事務職員等に対して学内説明会・ホームページ等の公開等において、周知を図り、理解の向上を図る。

## 6. モニタリングの在り方

不正発生の要因	不正防止計画
・不正発生要因に基づいたモニタリング・内部監査を行う仕組みになっていない。	・定期監査（通常監査・臨時監査）を実施するとともに、最高管理責任者が不正発生要因を踏まえたものになっているかの確認を行う。

### 研究費の不正防止に関する責任体系図

